

独立行政法人宇宙航空研究開発機構第3期中期目標・第3期中期計画（案）・第2期中期計画 比較表

第3期中期目標	第3期中期計画案	第2期中期計画
<p>目次</p> <p>I. 中期目標の期間</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>(2) リモートセンシング衛星</p> <p>(3) 通信・放送衛星</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学・宇宙探査プログラム</p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>3. 航空科学技術</p> <p>4. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化</p> <p>(6) 人材育成</p> <p>(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</p> <p>(8) 情報開示・広報</p> <p>(9) 事業評価の実施</p> <p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>4. 情報技術の活用</p> <p>IV. 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>(2) リモートセンシング衛星</p> <p>(3) 通信・放送衛星</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学・宇宙探査プログラム</p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>3. 航空科学技術</p> <p>4. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化</p> <p>(6) 人材育成</p> <p>(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</p> <p>(8) 情報開示・広報</p> <p>(9) 事業評価の実施</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>4. 情報技術の活用</p> <p>III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算</p> <p>2. 収支計画</p> <p>3. 資金計画</p> <p>IV. 短期借入金の限度額</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 衛星による宇宙利用</p> <p>5. 宇宙輸送</p> <p>2. 宇宙科学研究 3. 宇宙探査</p> <p>4. 国際宇宙ステーション（ISS）</p> <p>6. 航空科学技術</p> <p>9. 産業界、関係機関及び大学との連携・協力</p> <p>7. 宇宙航空技術基盤の強化</p> <p>10. 国際協力</p> <p>8. 教育活動及び人材の交流</p> <p>11. 情報開示・広報・普及</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>1. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>2. 業務の合理化・効率化</p> <p>3. 情報技術の活用</p> <p>III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算</p> <p>2. 収支計画</p> <p>3. 資金計画</p> <p>IV. 短期借入金の限度額</p>

<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・設備に関する事項 2. 人事に関する事項 3. 安全・信頼性に関する事項 <p>I. 中期目標の期間</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>VII. 剰余金の使途</p> <p>VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・設備に関する事項 2. 人事に関する計画 3. 安全・信頼性に関する事項 4. 中期目標期間を超える債務負担 5. 積立金の使途 <p>前文</p> <p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、平成 15 年 10 月に旧宇宙科学研究所、旧宇宙開発事業団及び旧航空宇宙技術研究所が統合し、我が国の宇宙開発利用及び航空科学技術を先導する中核機関として発足した。</p> <p>機構発足後の第 1 期（平成 15 年 10 月～平成 20 年 3 月）においては、当初に経験した衛星の軌道上不具合及びロケットの打上げ失敗からの信頼の回復に全社的に取り組みつつ、これまでの「技術の開発と実証」を中心とした取り組みから、その技術開発の成果を社会・経済に還元するための取り組みへと重心を移してきた。</p> <p>第 2 期（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）においては、第 1 期の取り組みを継続して、成功を積み重ねるとともに、宇宙基本法の施行（平成 20 年 8 月）及び宇宙基本計画の決定（平成 21 年 6 月）を踏まえ、技術開発の成果を社会・経済に還元する取り組みをさらに強化しつつ、世界的成果を創出してきた。また、平成 24 年 7 月には、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行により、機構は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置付けられるとともに、平成 25 年 1 月には、新たな宇宙基本計画が決定された。</p> <p>第 3 期において、機構は、その役割を十分認識し、成功を継続し、与えられた目標の実現に向けて果敢に挑戦していく。第 2 期までの成果を踏まえ、関係府省、関係機関、民間事業者等と連携しつつ、社会・経済の発展に貢献するとともに、英知を深め、安全で豊かな社会の実現に貢献することを目指し、長期的・国際的視野に立って宇宙・航空分野の研究開発及び利用を戦略的に推進する。</p>	<p>V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>VI. 剰余金の使途</p> <p>VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・設備に関する事項 2. 人事に関する計画 3. 安全・信頼性に関する事項 4. 中期目標期間を超える債務負担 5. 積立金の使途 <p>前文</p> <p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、平成 15 年 10 月に旧宇宙科学研究所、旧宇宙開発事業団及び旧航空宇宙技術研究所が統合し、我が国の宇宙開発利用及び航空科学技術を先導する中核機関として発足した。</p> <p>機構発足後の第 1 期 4 年 6 か月において、これまでの「技術の開発と実証」を中心とした取り組みから、その技術開発の成果を社会・経済に還元するための取り組みへと重心を移してきた。</p> <p>第 2 期において、機構は、その置かれた状況とその役割を十分認識し、与えられた目標の実現に向けて果敢に挑戦していく。未知未踏のフロンティアに挑戦し、英知を深め、安全で豊かな社会の実現に貢献する取り組みをより一層発展させるために、長期的・国際的視野に立って宇宙・航空分野の研究開発及び利用を戦略的に推進する。</p>
---	--	---

<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 35 号）により独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号。以下「機構法」という。）が改正され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられた。</p> <p>本法改正により、機構法第 4 条の機構の目的では、宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとりこととされた。</p> <p>機構法第 19 条第 1 項では、中期目標は宇宙基本計画に基づかなければならないとされている。加えて、防衛計画の大綱、地理空間情報活用推進基本計画、科学技術基本計画など関係する政策と十分な連携を図る。</p> <p>また、機構は、内閣府が、毎年度、宇宙開発利用施策の重点化及び効率化の在り方について提示する戦略的予算配分方針（経費の見積りの方針）等を踏まえて編成された予算をもとに、業務を行うこととする。</p> <p>これら関係の法令や計画を踏まえ、機構は、関係府省、他の独立行政法人や研究機関、民間事業者等と密接に連携しつつ、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 35 号）により独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号。以下「機構法」という。）が改正され、機構は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられた。</p> <p>本法改正により、機構法第 4 条の機構の目的では、宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとりこととされた。</p> <p>機構法第 19 条第 1 項では、中期目標は宇宙基本計画に基づかなければならないとされている。加えて、中期目標は、防衛計画の大綱、地理空間情報活用推進基本計画、科学技術基本計画など関係する政策と十分な連携を図ることとされた。</p> <p>また、機構は、内閣府が、毎年度、宇宙開発利用施策の重点化及び効率化の在り方について提示する戦略的予算配分方針（経費の見積りの方針）等を踏まえて編成された予算をもとに、業務を行うこととされた。</p> <p>これら関係の法令や計画を踏まえ、関係府省、他の独立行政法人や研究機関、民間事業者等と密接に連携しつつ、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。</p> <p><u>なお、本中期計画に基づく各事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これに基づき業務を実施する。</u></p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。<u>その移管までの期</u></p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 衛星による宇宙利用</p> <p>地球環境観測プログラム、災害監視・通信プログラム、衛星測位プログラムに重点化し、衛星等を活用した宇宙開発利用を推進することにより、安全・安心な社会の構築、経済活性化・産業競争力強化等、我が国の危機管理能力や国民生活の質の向上、アジア太平洋地域の持続的発展と安定に貢献する。</p> <p>また、ユーザと連携して利用の拡大を図り、新たな宇宙利用の形態を追求する。</p> <p>(3) 衛星測位プログラム</p> <p>「地理空間情報活用推進基本法」（平成 19 年法律第 63 号）及び同法に基づいて策定される「地理空間情報活用推進基本計画」に基づき、衛</p>
--	---	--

世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。

(2) リモートセンシング衛星

我が国の防災、災害対策及び安全保障体制の強化、国土管理・海洋観測、リモートセンシング衛星データの利用促進、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持・向上、ASEAN 諸国の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、関係府省と連携を取りつつリモートセンシング衛星の開発を行う。その際、他機関の衛星と協調することにより、利用拡大に不可欠となる同一、同種のセンサーによる継続的なデータ提供と高い撮像頻度（1日1回以上の撮像）を目指し、光学（可視域中心）及び SAR（合成開口レーダ。Lバンド、Xバンド等上記の目的に合致するもの）の衛星により構成される衛星コンステレーション（複数の衛星による一体的な運用）とするべく衛星開発等に取り組む。これらによって、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」やセンチネルアジア等に貢献する。また、衛星データの利用拡大について、官民連携により取り組むことで衛星運用を効率化するとともに、衛星データ利用技術の開発や実証を行う。

間、初号機「みちびき」を維持する。

世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。

(2) リモートセンシング衛星

①防災等に資する衛星の研究開発等

我が国の防災、災害対策及び安全保障体制の強化、国土管理・海洋観測、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持・向上、ASEAN 諸国の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、関係府省と連携を取りつつリモートセンシング衛星の研究開発を行う。その際、他機関の衛星と協調することにより、利用拡大に不可欠となる同一、同種のセンサによる継続的なデータ提供と高い撮像頻度（1日1回以上の撮像）を目指すとともに、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」等に貢献するため、光学（可視域中心）及び SAR（合成開口レーダ。Lバンド、Xバンド等上記の目的に合致するもの）の衛星により構成される衛星コンステレーション（複数の衛星による一体的な運用）とするべく衛星開発等に取り組む。具体的には、データ中継技術衛星（DRTS）、陸域観測技術衛星 2号（ALOS-2）に係る研究開発・運用を行うとともに、今後必要となる衛星のための要素技術の研究開発を行い、また、安全保障・防災に資する静止地球観測ミッション、森林火災検知用小型赤外カメラ等の将来の衛星・観測センサに係る研究を行う。これらのうち、陸域観測技術衛星 2号

星測位システムの構築に不可欠な衛星測位技術の高度化を実現する。具体的には、

- (a) 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）
- (b) 準天頂衛星初号機

等に係る研究開発・運用を行う。

これらのうち、準天頂衛星システム計画の第一段階である、準天頂衛星初号機及び地上設備の開発については、総務省、経済産業省及び国土交通省と共同で行い、同衛星の打上げを本中期目標期間中に行う。また、関係機関と連携し、全地球測位システム（GPS）の補完に向けた技術実証及び次世代衛星測位システムの基盤技術の確立に向けた軌道上実験を行う。

さらに、本プログラムの研究開発成果については、民間等による衛星測位技術の利用が推進されるよう、外部への公開及び民間等に対する適切な情報の提供等を行う。

なお、平成 21 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」の底力発揮・21 世紀型インフラ整備のために措置されたことを認識し、準天頂衛星初号機の開発に充てるものとする。

(2) 災害監視・通信プログラム

「第 3 期科学技術基本計画」における国家基幹技術である「海洋地球観測探査システム」の構築等に向けて、災害発生時の被害状況の把握、災害時の緊急通信手段の確保等を目的として、衛星による災害監視及び災害情報通信技術を実証し、衛星利用を一層促進する。具体的には、

- (a) データ中継技術衛星（DRTS）
- (b) 陸域観測技術衛星（ALOS）
- (c) 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）
- (d) 超高速インターネット衛星（WINDS）
- (e) 陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）

及び、合成開口レーダや光学センサによる災害時の情報把握等への継続的な貢献を目指した陸域・海域観測衛星システム等の研究開発・運用を行う。

上記研究開発及び運用が開始されている衛星の活用により、国内外の

<p>「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」に関する開発中の衛星については継続して実施し、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題のモニタリング、モデリング及び予測精度の向上に貢献する。この際には、他国との連携によるデータ相互利用、衛星以外の観測データとの連携や、各分野の大学の研究者等との連携を図る。</p>	<p><u>（ALOS-2：Lバンド合成開口レーダによる防災、災害対策、国土管理・海洋観測等への貢献を目指す。）については、打上げを行う。</u></p> <p><u>上記の衛星及びこれまでに運用した衛星により得られたデータについては、国内外の防災機関等のユーザへ提供する等その有効活用を図る。</u>また、衛星データの利用拡大について、官民連携への取組みと衛星運用とを<u>統合的に行う</u>ことにより効率化を図るとともに、衛星データ利用技術の<u>研究開発</u>や実証を行う。</p> <p>さらに、これらの<u>衛星運用やデータ提供等を通じて</u>、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」、センチネルアジア、<u>国際災害チャータ</u>等に貢献する。</p> <p><u>②衛星による地球環境観測</u></p> <p>「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」に関する開発中の衛星については継続して実施する。<u>具体的には、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題の解明に資することを目的に、</u></p> <p><u>（a）熱帯降雨観測衛星（TRMM/PR）</u> <u>（b）温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）</u> <u>（c）水循環変動観測衛星（GCOM-W）</u> <u>（d）陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）</u> <u>（e）全球降水観測計画／二周波降水レーダ（GPM/DPR）</u> <u>（f）雲エアロゾル放射ミッション／雲プロファイリングレーダ（EarthCARE/CPR）</u> <u>（g）気候変動観測衛星（GCOM-C）</u> <u>（h）温室効果ガス観測技術衛星2号（GOSAT-2）</u></p> <p><u>に係る研究開発・運用を行う。これらのうち、陸域観測技術衛星2号（ALOS-2：Lバンド合成開口レーダによる森林変化の把握等への貢献を目指す。）、全球降水観測計画／二周波降水レーダ（GPM/DPR）及び気候変動観測衛星（GCOM-C：多波長光学放射計による雲、エアロゾル、海色、植生等の観測を目指す。）については、打上げを行う。雲エアロゾル放射ミッション／雲プロファイリングレーダ（EarthCARE/CPR）については、海外の協力機関に引き渡し、打上げに向けた支援を行う。また、温室効果ガス観測技術衛星2号（GOSAT-2）については、本中期目標期間中の打上げを目指した研究開発を行う。</u></p> <p><u>上記の衛星及びこれまでに運用した衛星により得られたデータを国内外に広く提供することにより、地球環境のモニタリング、モデリング及び予測の精度向上に貢献する。</u></p> <p><u>衛星・観測センサの研究開発やデータ利用に当たっては、他国との共同</u></p>	<p>防災機関等のユーザへのデータ又は通信手段の提供及び利用技術の実証実験を行い、関係の行政機関・民間による現業利用を促進する。</p> <p>さらに、国際的な災害対応への貢献を目的に、国際災害チャータの活用を含め海外の衛星と連携してデータの提供を行うとともに、アジア各国・国際機関と共同で、アジア・太平洋地域を中心とした災害関連情報を共有するためのプラットフォームを整備する。</p> <p>なお、平成23年度補正予算（第4号）により追加的に措置された交付金については、我が国の衛星による公共の安全確保等の一層の推進を図るために措置されたことを認識し、陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）の開発に充てるものとする。</p> <p>（1）地球環境観測プログラム</p> <p>「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書」等を踏まえ、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）における国家基幹技術である「海洋地球観測探査システム」の構築を通じ、「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」の実現に貢献する。</p> <p>具体的には、継続的なデータ取得により、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題の解明に資することを目的に、</p> <p>（a）熱帯降雨観測衛星（TRMM/PR） （b）地球観測衛星（AQUA/AMSR-E） （c）陸域観測技術衛星（ALOS） （d）温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT） （e）水循環変動観測衛星（GCOM-W） （f）雲エアロゾル放射ミッション／雲プロファイリングレーダ（EarthCARE/CPR） （g）全球降水観測計画／二周波降水レーダ（GPM/DPR） （h）気候変動観測衛星（GCOM-C） （i）陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）</p> <p>及び将来の衛星・観測センサに係る研究開発・運用を行う。これらのうち、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）及び水循環変動観測衛星（GCOM-W）については、本中期目標期間中に打上げを行う。</p> <p>上記研究開発及び運用が開始されている衛星により得られたデータを国内外に広く提供するとともに、地上系・海洋系観測のデータとの統合等について国内外の環境機関等のユーザと連携し、地球環境のモニタリング、モデリング及び予測の精度向上に貢献する。</p> <p>また、国際社会への貢献を目的に、欧米・アジア各国の関係機関・国</p>
---	--	---

<p>政府における画像データの取扱いに関するデータポリシーの検討を踏まえ、データ配布方針を適切に設定する。</p> <p>(3) 通信・放送衛星</p> <p>通信・放送衛星については、東日本大震災を踏まえ、災害時等における通信のより確実な確保に留意しつつ、通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上を図るため、通信・放送衛星の大型化の動向等を踏まえて将来の利用ニーズを見据えた要素技術の研究開発、実証等を行う。</p> <p>また、将来に向けて大容量データ伝送に資する光衛星通信技術の研究を行う。</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p>	<p><u>開発や、他国との連携によるデータ相互利用を進めるとともに、衛星以外の観測データとの連携や、各分野の大学の研究者等との連携を図る。</u></p> <p><u>さらに、国際社会への貢献を目的に、欧米・アジア各国の関係機関・国際機関等との協力を推進するとともに、国際的な枠組み（地球観測に関する政府間会合（GEO）、地球観測衛星委員会（CEOS））に貢献する。</u></p> <p><u>③リモートセンシング衛星の利用促進等</u></p> <p><u>①及び②に加えて、国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、社会的ニーズの更なる把握に努め、国内外のユーザへのデータの提供、民間・関係機関等と連携した利用研究・実証及び新たな衛星利用ニーズを反映した衛星・センサの研究を行うことにより、衛星及びデータの利用を促進するとともに新たな利用の創出を目指す。</u></p> <p><u>衛星データの配布に当たっては、政府における画像データの取扱いに関するデータポリシーの検討を踏まえ、データ配布方針を適切に設定する。</u></p> <p>(3) 通信・放送衛星</p> <p>東日本大震災を踏まえ、災害時等における通信のより確実な確保に留意しつつ、通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上を図るため、通信・放送衛星の大型化の動向等を踏まえて<u>大電力の静止衛星バス技術と</u><u>いった</u>将来の利用ニーズを見据えた要素技術の研究開発、実証等を行う。</p> <p><u>また、</u></p> <p><u>(a) 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）</u></p> <p><u>(b) 超高速インターネット衛星（WINDS）</u></p> <p><u>の運用を行う。それらの衛星を活用し、ユーザと連携して防災分野を中心とした利用技術の実証実験等を行うとともに、超高速インターネット衛星（WINDS）については民間と連携して新たな利用を開拓することにより、将来の利用ニーズの把握に努める。また、技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）については、設計寿命期間における衛星バスの特性評価を行い、将来の衛星開発に資する知見を蓄積する。</u></p> <p>また、大容量データ伝送<u>かつ即時性の確保</u>に資する光衛星通信技術の研究を行う。</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p>	<p>際機関等との協力を推進するとともに、国際的な枠組み（GEO、CEOS）の下で主要な役割を果たす。</p> <p>なお、平成 23 年度補正予算(第 4 号)により追加的に措置された交付金については、我が国の衛星による公共の安全確保等の一層の推進を図るために措置されたことを認識し、陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の開発に充てるものとする。</p> <p>(4) 衛星の利用促進</p> <p>地球環境観測プログラム、災害監視・通信プログラム及び衛星測位プログラムの研究開発の成果を最大限活用し、より広く社会・経済へ還元することを目的として、気象分野、農林水産分野、地理情報分野及び教育・医療分野等における国内外のユーザへのデータの提供ないし通信手段の提供を行う。また、関係機関等と連携した利用研究・実証を通じて、衛星及びデータの利用を一層促進するとともに新たな利用の創出を目指す。</p> <p>5. 宇宙輸送</p>
--	--	--

宇宙輸送システムは、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、独自に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、今後とも自律的な宇宙輸送能力を保持していく。

我が国の基幹ロケットであるH-II Aロケット及びH-II Bロケットについては、一層の信頼性の向上を図るとともに、技術基盤の維持・向上を行い、世界最高水準の打上げ成功率を維持する。H-II Aロケットについては、打上げサービスの国際競争力の強化を図る。

固体ロケットシステムについては、打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき、低コストかつ革新的な運用性を有するイプシロンロケットの研究開発を行うとともに、その高度化により更なる低コスト化を目指す。

また、液化天然ガス推進系等の将来輸送技術については、引き続き研究開発を行う。

これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システムの在り方について政府が実施する総合的検討の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

宇宙輸送システムは、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、独自に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、今後とも自律的な宇宙輸送能力を保持していく。具体的には、以下に取り組む。

①基幹ロケットの維持・発展

我が国の基幹ロケットであるH-II Aロケット及びH-II Bロケットについては、一層の信頼性の向上を図るとともに、技術基盤の維持・向上を行い、世界最高水準の打上げ成功率を維持する。H-II Aロケットについては、打上げサービスの国際競争力の強化を図る。そのため、基幹ロケット高度化により、衛星の打上げ能力の向上、衛星分離時の衝撃の低減等に係る研究開発及び実証を行う。

②固体ロケットシステム技術の維持・発展

固体ロケットシステムについては、打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき、低コストかつ革新的な運用性を有するイプシロンロケットの研究開発及び打上げを行う。また、システム構成の簡素化、固体モータ改良、低コスト構造の適用等を行い、イプシロンロケットを高度化することにより、更なる低コスト化を目指す。

③将来輸送システムの発展

液化天然ガス推進系、高信頼性ロケットエンジン、再使用型輸送システム、軌道上からの物資回収システム、軌道間輸送システム等の将来輸送技術については、引き続き研究開発を行う。

また、これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システムの在り方について政府が実施する総合的検討の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

我が国が必要な時に、独自に必要な物資や機器を宇宙空間の所定の位置に展開できる能力を、将来にわたって維持・確保する。また、打上げ需要の多様化に対応することができる宇宙輸送系の構築を目指し、その基盤の維持・強化及び更なる発展を図る。なお、ロケットの民間移管に伴い、機構の行う安全確保に係る業務等の経費及び人員の削減に努める。

(1) 基幹ロケットの維持・発展

基幹ロケット(H-II Aロケット及びH-II Bロケット)については、「第3期科学技術基本計画」における国家基幹技術「宇宙輸送システム」を構成する技術であることを踏まえ、信頼性の向上を核としたシステムの改善・高度化を実施する。また、H-II Bロケットについては官民共同で開発を行い、宇宙ステーション補給機(HTV)の打上げ等に供する。さらに、国として自律性確保に必要な将来を見据えたキー技術(液体ロケットエンジン、大型固体ロケット及び誘導制御システム)を維持・発展させる研究開発を行うとともに、自律性確保に不可欠な機器・部品、打上げ関連施設・設備等の基盤の維持・向上を行う。以上により、我が国の基幹ロケットについて、20機以上の打上げ実績において打上げ成功率90%以上を実現する。

(3) 固体ロケットシステム技術の維持・発展

我が国が独自に培ってきた固体ロケットシステム技術及び基幹ロケットの開発・運用を通じて得た知見を継承・発展させるとともに、新たな技術の適用や基幹ロケットとの技術基盤の共通化等により、小型衛星の打上げに柔軟かつ効率的に対応できる、低コストかつ革新的な運用性を有する次期固体ロケットの研究開発を行う。

(2) LNG推進系

「GXロケット及びLNG推進系に係る対応について(平成21年12月16日 内閣官房長官、宇宙開発担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣)」に基づき、これまでの研究開発の成果を活用しつつ、液化天然ガス(LNG)推進系に係る技術の完成に向け、高性能化・高信頼性化などの基底的・基盤的な研究開発を推進する。

<p>2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学・宇宙探査プログラム</p> <p>人類の知的資産及び我が国の宇宙開発利用に新しい芽をもたらす可能性を秘めた革新的・萌芽的な技術の形成を目的とし、宇宙物理学、太陽系科学、宇宙飛行工学、宇宙機応用工学及び学際科学において、長期的な展望に基づき、また、一定規模の資金を確保しつつ、我が国の特長を活かした独創的かつ先端的な宇宙科学研究を推進し、世界的な研究成果をあげる。</p> <p>また、多様な政策目的で実施される宇宙探査について、政府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>①大学共同利用システムを基本とした学術研究</p> <p>宇宙科学研究における世界的な拠点として、研究者の自主性の尊重、新たな重要学問分野の開拓等の学術研究の特性に鑑みつつ、大学共同利用システム*を基本として、</p> <p>宇宙の起源とその進化についての学術研究を行う宇宙物理学、</p> <p>太陽、地球を含む太陽系天体についての学術研究を行う太陽系科学、</p> <p>宇宙飛行技術及び宇宙システムについての学術研究を行う宇宙飛行工学</p> <p>宇宙機技術、地上システム技術、及びその応用についての学術研究を行う宇宙機応用工学</p> <p>宇宙科学の複数の分野にまたがる、又は宇宙科学と周辺領域にまたがる学際領域、及び新たな宇宙科学分野の学術研究を行う学際科学</p> <p>の各分野に重点を置いて研究を実施するとともに、将来のプロジェクトに貢献する基盤的取組を行い、また、人類の英知を深めるに資する世界的な研究成果を学術論文や学会発表等の場を通じて提供する。</p>	<p>2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学・宇宙探査プログラム</p> <p>人類の知的資産及び我が国の宇宙開発利用に新しい芽をもたらす可能性を秘めた革新的・萌芽的な技術の形成を目的とし、宇宙物理学、太陽系科学、宇宙飛行工学、宇宙機応用工学及び学際科学において、長期的な展望に基づき、また、一定規模の資金を確保しつつ、我が国の特長を活かした独創的かつ先端的な宇宙科学研究を推進し、世界的な研究成果をあげる。</p> <p>また、多様な政策目的で実施される宇宙探査について、政府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>①大学共同利用システムを基本とした学術研究</p> <p>宇宙科学研究における世界的な拠点として、研究者の自主性の尊重、新たな重要学問分野の開拓等の学術研究の特性に鑑みつつ、大学共同利用システム*を基本として<u>国内外の研究者の連携を強化し、宇宙科学研究所を中心とする理学・工学双方の学術コミュニティの英知を結集し、世界的に優れた学術研究成果による人類の知的資産の創出に貢献する。このために、</u></p> <p>宇宙の起源とその進化についての学術研究を行う宇宙物理学、</p> <p>太陽、地球を含む太陽系天体についての学術研究を行う太陽系科学、</p> <p>宇宙飛行技術及び宇宙システムについての学術研究を行う宇宙飛行工学、</p> <p>宇宙機技術、地上システム技術、及びその応用についての学術研究を行う宇宙機応用工学、</p> <p>宇宙科学の複数の分野にまたがる、又は宇宙科学と周辺領域にまたがる学際領域、及び新たな宇宙科学分野の学術研究を行う学際科学</p> <p>の各分野に重点を置いて研究を実施するとともに、将来のプロジェクトに貢献する基盤的取組を行い、また、人類の英知を深めるに資する世界的な研究成果を学術論文や学会発表等の場を通じて提供する。</p> <p><u>また実施にあたっては、新たなプロジェクトの核となる分野・領域の創出、大学連携協力拠点の強化、大学研究者の受入促進、及び人材の国際的流動性の確保により、最先端の研究成果が持続的に創出される環境を構築する。</u></p>	<p>2. 宇宙科学研究</p> <p>(1) 大学共同利用システムを基本とした学術研究</p> <p>世界の宇宙科学研究の実施・振興の中核機関として、研究者の自主性の尊重、新たな重要学問分野の開拓等の学術研究の特性にかんがみつつ、大学共同利用システムを基本として、人類の英知を深める世界的な研究成果を学術論文や学会発表等の場を通じて提供していく。このために、</p> <p>宇宙の大規模構造から惑星系に至る宇宙の構造と成り立ちを解明するとともに、暗黒物質・暗黒エネルギーを探索し、宇宙の極限状態と非熱的エネルギー宇宙を探索する宇宙空間からの宇宙物理学及び天文学、</p> <p>太陽系諸天体の構造、起源と進化、惑星環境の変遷、これらを通じた宇宙の共通な物理プロセス等を探索するとともに、太陽系惑星における生命発生、存続の可能性及びその条件を解明する太陽系探査、</p> <p>生命科学分野における生命現象の普遍的な原理の解明、物質科学及び凝縮系科学分野における重力に起因する現象の解明等を目指す宇宙環境利用、</p> <p>宇宙開発利用に新しい芽をもたらし、自在な科学観測・探査活動を可能とするための工学</p> <p>の各分野に重点を置いて研究を推進する。</p>
--	--	--

※ 大学共同利用機関法人における運営の在り方を参考にし、大学・研究所等の研究者の参画を広く求め、関係研究者の総意の下にプロジェクト等を進めるシステム

②宇宙科学・宇宙探査プロジェクト

大学共同利用システム等を通じて国内外の研究者と連携し、学問的な展望に基づいて科学衛星、国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置及び小型飛翔体等を研究開発・運用することにより、①に掲げた宇宙物理学、太陽系科学、宇宙飛翔工学、宇宙機応用工学及び学際科学の各分野に重点を置きつつ、大学共同利用システムによって選定されたプロジェクトを通じて、我が国の独自性と特徴を活かした世界一級の研究成果の創出及びこれらを担う新しい学問分野の開拓に貢献するデータを創出・提供する。その際、宇宙探査プロジェクトの機会も有効に活用する。

また、探査部門と宇宙科学研究所 (ISAS) でテーマが重なる部分があることから、機構内での科学的な取組については、ISAS の下で実施するなど、適切な体制により実施する。

※ 大学共同利用機関法人における運営の在り方を参考にし、大学・研究所等の研究者の参画を広く求め、関係研究者の総意の下にプロジェクト等を進めるシステム

②宇宙科学・宇宙探査プロジェクト

大学共同利用システム等を通じて国内外の研究者と連携し、学問的な展望に基づいて科学衛星・探査機、国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置及び小型飛翔体等を研究開発・運用することにより、①に掲げた宇宙物理学、太陽系科学、宇宙飛翔工学、宇宙機応用工学及び学際科学の各分野に重点を置きつつ、大学共同利用システムによって選定されたプロジェクトを通じて、我が国の独自性と特徴を活かした世界一級の研究成果の創出及びこれらを担う新しい学問分野の開拓に貢献するデータを創出・提供する。その際、宇宙探査プロジェクトの機会も有効に活用する。

また、探査部門と宇宙科学研究所 (ISAS) でテーマが重なる部分については、機構内での科学的な取組については、ISAS の下で実施するなど、適切な体制により実施する。

具体的には、以下に取り組む。

ア. 科学衛星・探査機の研究開発・運用

(a) 磁気圏観測衛星 (EXOS-D)

(b) 磁気圏尾部観測衛星 (GEOTAIL)

(c) X線天文衛星 (ASTRO-E II)

(d) 小型高機能科学衛星 (INDEX)

(e) 太陽観測衛星 (SOLAR-B)

(f) 金星探査機 (PLANET-C)

(g) 水星探査計画/水星磁気圏探査機 (BepiColombo/MMO)

(h) 次期 X線天文衛星 (ASTRO-H)

(i) 惑星分光観測衛星

(j) ジオスペース探査衛星 (ERG)

(k) 小惑星探査機 (はやぶさ2)

に係る研究開発・運用について国際協力を活用しつつ行うとともに、将来の科学衛星・探査機や観測機器について、国際協力の活用及び小規模プロジェクトでの実施も考慮しつつ、研究を行う。これらのうち、金星探査機 (PLANET-C) については金星周回軌道への投入を目指し、次期 X線天文衛星 (ASTRO-H: 宇宙の進化におけるエネルギー集中と宇宙の階層形成の解明を目指す。)、惑星分光観測衛星 (極端紫外線観測による惑星大気・磁気圏内部と太陽風相互作用の解明を目指す。)、ジオスペース探査衛星 (ERG: 放

(2) 宇宙科学研究プロジェクト

(1) に掲げた宇宙空間からの宇宙物理学及び天文学、太陽系探査、宇宙環境利用並びに工学の各分野に重点を置きつつ、大学共同利用システムによって選定されたプロジェクトを通じて、宇宙科学研究に必要な観測データを取得し、世界一級の研究成果の創出及びこれらを担う新しい学問分野の開拓に貢献する。具体的には、学問的な展望に基づいて、

(a) 磁気圏観測衛星 (EXOS-D)

磁気圏内の様々な場所におけるプラズマ環境の観測

(b) 磁気圏尾部観測衛星 (GEOTAIL)

磁気圏尾部を中心としたプラズマ現象の観測

(c) X線天文衛星 (ASTRO-E II)

ブラックホール、銀河団など宇宙の超高温、極限状態の観測

(d) 小型高機能科学衛星 (INDEX)

高機能小型衛星システムの実証とオーロラ現象の解明

(e) 赤外線天文衛星 (ASTRO-F)

赤外線観測による惑星誕生環境の探査、宇宙地図作成

(f) 太陽観測衛星 (SOLAR-B)

太陽コロナで起こる活動現象の謎とメカニズムの解明

(g) 金星探査機 (PLANET-C)

金星大気運動の連続的かつ精密な調査、超回転の原動力の解明

(h) 水星探査プロジェクト (Bepi-Colombo)

水星の内部構造、表層、大気、磁気圏の観測

(i) 次期 X線天文衛星 (ASTRO-H)

宇宙の進化におけるエネルギー集中と宇宙の階層形成の解明

(j) 小型科学衛星 (SPRINT) シリーズ

低コストで迅速、高頻度に挑戦的な宇宙科学ミッションを実現

及び将来の衛星・探査機・観測実験装置に係る研究開発・運用を国際協力も活用しつつ行う。これらのうち、金星探査機 (PLANET-C) については、本中期目標期間中に打上げを行う。

これらに加え、多様なニーズに対応するため、国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置、観測ロケット、大気球等の実験・観測手段を開発・運用するとともに、より遠方の観測を可能とする技術の確立等を目的として、太陽系探査ミッション機会等を活用した宇宙飛翔体の開発、飛行実証

<p>また、多様な政策目的で実施される宇宙探査については、有人か無人かという選択肢も含め費用対効果や国家戦略として実施する意義等について、外交・安全保障、産業競争力の強化、科学技術水準の向上等の様々な観点から、政府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>①国際宇宙ステーション (ISS)</p> <p>国際宇宙基地協力協定の下、我が国の国際的な協調関係を維持・強化するとともに、人類の知的資産の形成、人類の活動領域の拡大及び社会・経済の発展に寄与することを目的とし、国際宇宙ステーション (ISS) 計画に</p>	<p><u>射線帯中心部での宇宙プラズマその場観測による相対論的電子加速機構の解明を目指す。) 及び小惑星探査機 (はやぶさ2 : C型小惑星の探査及び同小惑星からの試料採取を目指す。) については打上げを行う。また、水星探査計画/水星磁気圏探査機 (BepiColombo/MMO) については、海外の協力機関に引き渡し、打上げに向けた支援を行う。</u></p> <p><u>イ. 国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置及び小型飛翔体等に関する研究</u></p> <p><u>ア. に加え、多様なニーズに対応するため、国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置や小型飛翔体 (観測ロケット及び大気球) による実験・観測機会を活用するとともに、再使用観測ロケットや革新的な気球システムの研究などの小型飛翔体を革新する研究を行う。</u></p> <p><u>ウ. 観測データや回収サンプル等の蓄積・提供</u></p> <p><u>宇宙科学プロジェクト及び宇宙探査プロジェクトにおける観測データや回収サンプル及び微小重力実験結果などの科学的価値の高い成果物については、将来にわたって研究者が利用可能な状態にするためのインフラ整備を引き続き進め、人類共有の知的資産として広く世界の研究者に無償で公開する。</u></p> <p><u>「はやぶさ2」、「はやぶさ」及び「かぐや」を通じて得られた取得データについては、宇宙科学研究等の発展に資するよう提供するとともに、将来の宇宙探査等の成果創出に有効に活用する。</u></p> <p><u>エ. 多様な政策目的で実施される宇宙探査</u></p> <p>多様な政策目的で実施される宇宙探査については、有人か無人かという選択肢も含め費用対効果や国家戦略として実施する意義等について、外交・安全保障、産業競争力の強化、科学技術水準の向上等の様々な観点から、政府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる。<u>その検討に必要なとなる支援を政府の求めに応じて行う。</u></p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>①国際宇宙ステーション (ISS)</p> <p>国際宇宙基地協力協定の下、我が国の国際的な協調関係を維持・強化するとともに、人類の知的資産の形成、人類の活動領域の拡大及び社会・経済の発展に寄与することを目的として、国際宇宙ステーション (ISS) <u>及び</u></p>	<p>を行う。なお、取得データについては、宇宙科学データ公開のための情報インフラ整備を引き続き進め、人類共有の知的資産として広く世界の研究者に無償で公開する。</p> <p>3. 宇宙探査</p> <p>人類の知的要求に応え、活動領域を拡大するとともに、国際的な影響力の維持・強化、我が国の宇宙開発技術の牽引、技術革新の創出促進を目的として、国際協力を主軸とする月・惑星探査計画の策定及び国際協働による宇宙探査システムの検討を着実に実施する。具体的には、</p> <p>(a) 小惑星探査機 (MUSES-C)</p> <p>(b) 月周回衛星 (SELENE)</p> <p>を運用し、月周回衛星 (SELENE) 後継機や小惑星探査機 (MUSES-C) 後継機等の月、惑星、小惑星の探査機・観測実験装置に係る研究開発を行う。これらのうち、小惑星探査機 (MUSES-C) については、本中期目標期間中の地球への帰還に向け、所要の作業を行う。</p> <p>なお、取得データについては、宇宙科学研究等の発展に資するため、国内外に公開・配布するとともに、将来の月・惑星探査や宇宙科学研究等の成果創出に有効に活用する。</p> <p>4. 国際宇宙ステーション (ISS)</p> <p>有人宇宙技術をはじめとする広範な技術の高度化の促進、経済社会基盤の拡充、新たな科学的知見の獲得、及び国際協力の推進を目的として、国際宇宙基地協力協定*に基づき、国際宇宙ステーション (ISS) の運用を確</p>
--	--	--

<p>参画する。</p> <p>ISSにおける宇宙環境利用については、これまでの研究成果の経済的・技術的な評価を十分に行うとともに、将来の宇宙環境利用の可能性を評価し、ISSにおける効率的な研究と研究内容の充実を図る。また、ISSからの超小型衛星の放出による技術実証や国際協力を推進する。</p> <p>なお、ISS計画への参画にあたっては、費用対効果について評価するとともに、不断の経費削減に努める。</p> <p>ア. 日本実験棟（JEM）の運用・利用</p> <p>日本実験棟（JEM）の運用を着実にを行うとともに、ISSにおけるこれまでの成果を十分に評価し、成果獲得見込みや社会的要請を踏まえた有望な分野へ課題重点化を行い、JEMを一層効果的・効率的に活用することで、より多くの優れた成果創出を目指す。</p> <p>加えて、ポストISSも見据えた将来の無人・有人宇宙探査につながる技術・知見の蓄積に努める。</p> <p>また、ISSからの超小型衛星の放出等の技術実証や、アジア諸国の相互の利益にかなうJEMの利用等による国際協力を推進する。</p> <p>イ. 宇宙ステーション補給機（HTV）の運用</p> <p>宇宙ステーション補給機（HTV）の運用を着実にを行う。</p> <p>②将来的な有人宇宙活動</p> <p>国際協力を前提として実施される有人宇宙活動について、外交・安全保障、産業基盤の維持及び産業競争力の強化、科学技術等の様々な側面から行われる政府の検討に協力する。</p>	<p><u>宇宙ステーション補給機（HTV）の運用を着実に実施し、日本実験棟（JEM）の利用を推進する。</u></p> <p>ISSにおける宇宙環境利用については、これまでの研究成果の経済的・技術的な評価を十分に行うとともに、将来の宇宙環境利用の可能性を評価し、ISSにおける効率的な研究と研究内容の充実を図る。また、ISSからの超小型衛星の放出による技術実証や国際協力を推進する。</p> <p>なお、ISS計画への参画にあたっては、費用対効果について評価するとともに、不断の経費削減に努める。</p> <p>ア. 日本実験棟（JEM）の運用・利用</p> <p>日本実験棟（JEM）の運用<u>及び宇宙飛行士の活動を安全・着実に</u>行うとともに、<u>宇宙環境の利用技術の実証を行う</u>。また、ISSにおけるこれまでの成果を十分に評価し、成果獲得見込みや社会的要請を踏まえた有望な分野へ課題重点化を行い、JEMを一層効果的・効率的に活用することで、より多くの優れた成果創出を目指す。<u>具体的には、生命科学分野、宇宙医学分野及び物質・物理科学分野の組織的研究を推進するとともに、タンパク質結晶生成等の有望分野への重点化を行う。さらに、世界的な研究成果を上げている我が国有数の研究機関や、大学、学会などのコミュニティとの幅広い連携を強化する。船外実験装置については、宇宙科学及び地球観測分野との積極的な連携による利用の開拓を行う。</u></p> <p>加えて、ポストISSも見据えた将来の無人・有人宇宙探査につながる技術・知見の蓄積に努める。</p> <p>また、ISSからの超小型衛星の放出等による技術実証や、アジア諸国の相互の利益にかなうJEMの利用等による国際協力を推進する。</p> <p>イ. 宇宙ステーション補給機（HTV）の運用</p> <p>宇宙ステーション補給機（HTV）の運用を着実にを行う。<u>それにより、ISS共通システム運用経費の我が国の分担義務に相応する物資及びJEM運用・利用に必要な物資を着実に輸送・補給する。</u></p> <p>②将来的な有人宇宙活動</p> <p>国際協力を前提として実施される有人宇宙活動について、外交・安全保障、産業基盤の維持及び産業競争力の強化、科学技術等の様々な側面から行われる政府の検討に協力する。</p>	<p>実に実施し、日本実験棟（JEM）の利用を推進する。また、宇宙ステーション補給機（HTV）の開発及び運用を着実に実施する。</p> <p>※正式名称「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」</p> <p>(1) 日本実験棟（JEM）の運用・利用</p> <p>有人宇宙技術及び宇宙環境利用技術をはじめとする広範な技術の高度化の促進及び国際協力の推進を目的として、JEMの軌道上実証と運用及び宇宙飛行士の搭乗を安全・確実に実施するとともに、将来有人宇宙活動を行う上で必要となる技術を実証し、その蓄積を進める。</p> <p>また、ISS/JEMという新たな活動の場を活かし、幅広い利用による社会・経済への還元を目指して、ISS/JEMの利用環境を整備・運用し、宇宙環境を利用するための技術の実証・蓄積を行うとともに、産学官等の多様なユーザと連携して、物理・化学や生命現象における新たな発見、産業への応用、文化・芸術における利用の拡大、アジア等との国際協力の拡大につながる利用を促進する。</p> <p>(2) 宇宙ステーション補給機（HTV）の開発・運用</p> <p>「第3期科学技術基本計画」における国家基幹技術「宇宙輸送システム」の構成技術である宇宙ステーション補給機（HTV）について、ISS共通システム運用経費の我が国の分担義務に相応する物資及びJEM運用・利用に必要な物資を輸送・補給するとともに、将来の軌道間輸送や有人システムに関する基盤技術の修得を目的として、開発、実証及び運用を行う。</p>
--	---	---

<p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>我が国のエネルギー需給見通しや将来の新エネルギー開発の必要性に鑑み、無線による送受電技術等を中心に研究を着実に進める。</p> <p>3. 航空科学技術</p> <p>航空科学技術については、4. に記載する基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を推進するとともに、環境と安全に関連する研究開発への重点化を進める中であっても、先端的・基盤的なものに更に特化した研究開発を行う。</p> <p>(1) 環境と安全に重点化した研究開発</p> <p>エンジンの高効率化、現行及び次世代の航空機の低騒音化並びに乱気流の検知能力向上等について、実証試験等を通じて成果をあげる。</p> <p>防災対応については、関係機関と積極的に連携した上で、無人機技術等必要となる研究開発を推進する。</p> <p>(2) 航空科学技術の利用促進</p> <p>産業界等の外部機関における成果の利用の促進を図り、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止する。</p> <p>さらに、関係機関との連携の下、公正中立な立場から航空分野の技術の標準化、基準の高度化等に貢献する取組を積極的に行う。</p>	<p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>我が国のエネルギー需給見通しや将来の新エネルギー開発の必要性に鑑み、無線による送受電技術等を中心に研究を着実に進める。</p> <p>3. 航空科学技術</p> <p>4. に記載する基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を推進するとともに、環境と安全に関連する研究開発への重点化を進める中であっても、先端的・基盤的なものに更に特化した研究開発を行う。</p> <p>(1) 環境と安全に重点化した研究開発</p> <p>エンジンの高効率化、現行及び次世代の航空機の低騒音化並びに乱気流の検知能力向上等について、実証試験等を通じて成果をあげる。<u>具体的には、</u></p> <p><u>(a) 次世代ファン・タービンシステム技術</u></p> <p><u>(b) 次世代旅客機の機体騒音低減技術</u></p> <p><u>(c) ウェザー・セーフティ・アビオニクス技術</u></p> <p><u>等について実証試験を中心とした研究開発を進める。</u></p> <p><u>また、第2期に引き続き、</u></p> <p><u>(d) 低ソニックブーム設計概念実証 (D-SEND)</u></p> <p><u>(e) 次世代運航システム (DREAMS)</u></p> <p><u>に係る研究開発を進め、可能な限り早期に成果をまとめる。</u></p> <p>防災対応については、関係機関と積極的に連携した上で、無人機技術等必要となる研究開発を推進する。</p> <p>(2) 航空科学技術の利用促進</p> <p>産業界等の外部機関における成果の利用の促進を図り、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止する。</p> <p>さらに、関係機関との連携の下、公正中立な立場から、航空分野の技術の標準化、基準の高度化等に貢献する取組を積極的に行う。<u>具体的には、</u></p>	<p>6. 航空科学技術</p> <p>今後の航空需要の増大及びニーズの多様化に向けた航空機の安全性及び環境適合性の向上等、社会からの要請を踏まえた政策的課題の解決を目指して、「第3期科学技術基本計画」における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発を進める。</p> <p>具体的には、航空機／航空エンジンの高度化に資する研究開発として、国産旅客機高性能化／クリーンエンジンに係る高付加価値・差別化技術の研究開発、ソニックブーム低減技術等の飛行実証を目的とした静粛超音速研究機の研究開発を重点的に推進する。</p> <p>また、航空輸送の安全及び航空利用の拡大を支える研究開発として、次世代運航システム技術、ヒューマンエラー防止技術及び乱気流検知技術より成る全天候・高密度運航技術の研究開発を重点的に推進するとともに、ヘリコプタの騒音低減技術、無人機を用いた災害情報収集システム等の研究開発を行う。</p> <p>これらの研究開発によって得られた成果について、産業界等における利用の促進を図り、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止する。さらに、公正中立な立場から航空分野における技術の標準化、基準の高度化、不安全事故の解明等に貢献するため、上記の研究開発活動の一環として、関係機関との連携の下、国際技術基準の提案、型式証明の技術基準策定及び認証に係る支援、航空事故調査等に係る支援等の役割を積極的に果たす。</p>
--	--	---

<p>4. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>①産業界、関係機関及び大学との連携・協力</p> <p>国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、社会的ニーズの更なる把握に努めつつ、宇宙について政府がとりまとめる利用者ニーズや開発者の技術シーズを開発内容に反映させ、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転、利用実証の実施及び実証機会の提供、民間・関係機関間での一層の研究開発成果の活用、民間活力の活用等を行う。</p> <p>我が国の宇宙航空分野の利用促進、産業基盤及び国際競争力の強化に資するため、必要な支援を行う。また、超小型衛星の打上げ機会の提供や開発支援等、衛星利用を促進する環境の一層の整備を行う。さらに、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。</p> <p>また、宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図るとともに、関係機関及び大学との間の連携協力協定の活用等を通じて、一層の研究開発成果の創出を行う。</p> <p>②民間事業者の求めに応じた援助及び助言</p> <p>人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。</p>	<p><u>運航技術や低ソニックブーム技術等の成果に基づく国際民間航空機関(ICA0)等への国際技術基準提案、型式証明の技術基準の策定、航空機部品等の認証、及び航空事故調査等について、技術支援の役割を積極的に果たす。</u></p> <p>4. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>①産業界、関係機関及び大学との連携・協力</p> <p>国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、社会的ニーズの更なる把握に努めつつ、宇宙について政府がとりまとめる利用者ニーズや開発者の技術シーズを開発内容に反映させ、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転、利用実証の実施及び実証機会の提供、民間・関係機関間での一層の研究開発成果の活用、民間活力の活用等を行う。</p> <p>我が国の宇宙航空分野の利用の促進・<u>裾野拡大</u>、産業基盤及び国際競争力の強化等に資するため、<u>JAXA オープンラボ制度の実施など</u>必要な支援を行う。</p> <p>また、<u>ロケット相乗り及び国際宇宙ステーション(ISS)日本実験棟(JEM)からの衛星放出等による</u>超小型衛星の打上げ機会の提供や開発支援等、衛星利用を促進する環境の一層の整備を行う。</p> <p>さらに、利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。<u>技術移転(ライセンス供与)件数については年60件以上、施設・設備の供用件数については年50件以上とする。</u></p> <p>加えて、宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担を<u>明確にした協力や連携の促進</u>、並びに関係機関及び大学との間の連携協力協定の活用等を通じて、一層の研究開発成果の創出を行う。<u>企業・大学等との共同研究については年500件以上とする。</u></p> <p>②民間事業者の求めに応じた援助及び助言</p> <p>人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。</p>	<p>9. 産業界、関係機関及び大学との連携・協力</p> <p>機構の有する知的財産・人材等の資産を社会に還元するとともに、我が国の宇宙航空分野の産業基盤及び国際競争力の強化に資するため、また、外部に存在する知的財産・人材等の資産の機構での積極的な活用を図るため、産学官連携を強化する。さらに、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、技術移転、施設供用等の促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンラボ制度等を活用し、中小・ベンチャー企業等の宇宙航空分野への参入を促進するとともに、宇宙航空発のイノベーションを推進する。また、研究開発リソースの拡充や研究開発の質・効率の向上を図るため、東北大学等と締結している連携協力協定等を中期目標期間中に15件以上締結する。これらにより、企業・大学等との共同研究を中期目標期間の期末までに年500件以上とする。 ・企業・大学等による中小型衛星開発・利用促進を支援するとともに、ロケット相乗り等により容易かつ迅速な宇宙実証機会を提供する。 ・外部専門家や成果活用促進制度の活用等を通じ、技術移転(ライセンス供与)件数を中期目標期間の期末までに年50件以上とする。 ・大型試験施設等の供用に関しては、利用者への一層の情報提供・利便性向上に努め、施設・設備供用件数を毎年50件以上とする。
--	--	--

<p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>経済・社会の発展や我が国の宇宙航空活動の自律性・自在性の向上及びその効果的・効率的な実施と産業競争力の強化に貢献することを目的とし、コスト削減を意識しつつ、技術基盤の強化及び中長期的な展望を踏まえた先端的な研究等を実施するとともに、基盤的な施設・設備の整備を行う。</p> <p>①基盤的・先端的技術等の強化及び国際競争力の強化への貢献</p> <p>衛星システムや輸送システムの開発・運用を担う企業の産業基盤の維持を図るため、民間事業者による利用の開拓や海外需要獲得のための支援を強化する。民間事業者の国際競争力強化を図るため、宇宙実証の機会の提供等を行う。</p> <p>企業による効率的かつ安定的な開発・生産を支援するため、機構が開発する衛星について、部品・コンポーネント等のシリーズ化、共通化やシステム全体のコスト削減などに取り組むとともに、事業者の部品一括購入への配慮を促す。部品の枯渇や海外への依存度の増大などの問題解決に向けた検討を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>海外への依存度の高い技術や機器について、中小企業を含めた国内企業からの導入を促進する。また、我が国の優れた民生部品や民生技術の宇宙機器への転用を進めるため、政府が一体となって行う試験方法の標準化や効率的な実証機会の提供等に貢献する。</p> <p>基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を進めることで、プロジェクトの効果的・効率的な実施を実現する。また、我が国の宇宙産業基盤を強化する観点から、市場の動向を見据えた技術開発を行い、プロジェクトや外部機関による技術の利用を促進する。将来プロジェクトの創出及び中長期的な視点が必要な研究については、最終的な活用形態を念頭に、機構が担うべき役割を明らかにした上で実施する。</p>	<p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>経済・社会の発展や我が国の宇宙航空活動の自律性・自在性の向上及びその効果的・効率的な実施と産業競争力の強化に貢献することを目的とし、コスト削減を意識しつつ、技術基盤の強化及び中長期的な展望を踏まえた先端的な研究等を実施するとともに、基盤的な施設・設備の整備を行う。</p> <p>①基盤的・先端的技術等の強化及び国際競争力の強化への貢献</p> <p>衛星システムや輸送システムの開発・運用を担う企業の産業基盤の維持を図るため、<u>共同研究の公募や海外展示の民間との共同開催等</u>、民間事業者による利用の開拓や海外需要獲得のための支援を強化する。</p> <p>民間事業者の国際競争力強化を図るため、宇宙実証の機会の提供等を行う。<u>また、このために必要となる関係機関及び民間事業者との連携枠組みについて検討する。</u></p> <p>企業による効率的かつ安定的な開発・生産を支援するため、<u>衛星の開発に当たっては</u>、部品・コンポーネント等のシリーズ化、共通化やシステム全体のコスト削減などに取り組むとともに、事業者の部品一括購入への配慮を促す。</p> <p>また、<u>宇宙用部品の研究開発に当たっては</u>、部品の枯渇や海外への依存度の増大などの問題解決に向けた検討を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>海外への依存度の高い重要な技術や機器について、<u>共通性や安定確保に対するリスク等の観点から優先度を評価し</u>、中小企業を含めた国内企業からの導入を促進する。</p> <p>また、我が国の優れた民生部品や民生技術の宇宙機器への転用を進めるため、政府が一体となって行う試験方法の標準化や効率的な実証機会の提供等に対し、<u>技術標準文書の維持向上、機構内外を含めた実証機会の検討等を通じて貢献する。</u></p> <p>基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を進めることで、プロジェクトの効果的・効率的な実施を実現する。また、我が国の宇宙産業基盤を強化する観点から、市場の動向を見据えた技術開発を行い、プロジェクトや外部機関による技術の利用を促進する。<u>具体的な研究開発の推進にあたっては、産業界及び学界等と連携し、機構内外のニーズ、世界の技術動向、市場の動向等を見据えた技術開発の中長期的な目標を設定しつつ、計画的に進める。</u></p> <p>将来プロジェクトの創出及び中長期的な視点が必要な研究については、最終的な活用形態を念頭に、機構が担うべき役割を明らかにした上で実施する。</p>	<p>7. 宇宙航空技術基盤の強化</p> <p>(1) 基盤的・先端的技術の強化及びマネジメント</p> <p>我が国の宇宙航空活動の自律性の確保、技術基盤の強化による開発の確実化・効率化、開発利用の継続的な発展及び我が国の宇宙産業基盤の強化を目的として、宇宙開発利用、航空、並びにこれらの事業横断分野の先行・先端的技術及び基盤的技術の研究を推進する。この際、機構が担うべき役割を明確にした上で、現在及び将来の機構内外のニーズや市場の動向を見据え、機構を横断した競争的な環境の下で行う。</p> <p>また、衛星の性能向上や信頼性向上、重要な機器・部品の確保、スเปアーズデブリへの対応等を継続的に行う。</p> <p>さらに、機構の果たすべき将来の新たな役割の創造に発展し得る技術や知見の創出を目的として、宇宙航空科学技術の研究動向を見据えた萌芽的な研究を行う。</p> <p>この他、機構内外の技術情報の収集・整理、成果の適切な権利化・規格化・データベース化等を行う体制を構築し、機構内における効果的・効率的な技術マネジメントを行う。</p>
---	--	--

<p>②基盤的な施設・設備の整備</p> <p>衛星及びロケットの追跡・管制のための施設・設備、環境試験・航空機の風洞試験等の試験施設・設備等、宇宙航空研究開発における基盤的な施設・設備の整備について、機構における必要性を明らかにした上で、我が国の宇宙航空活動に支障を来さないよう機構内外の利用需要に適切に定める。</p> <p>(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p>政府による外交・安全保障分野における宇宙開発利用の推進、二国間協力、多国間協力に積極的に貢献する。</p> <p>国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）における、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討に積極的に貢献する。</p> <p>宇宙活動の持続可能性の強化のために「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に協力するとともに、諸外国の関係機関・国際機関等と協力関係を構築する。</p>	<p>②基盤的な施設・設備の整備</p> <p>衛星及びロケットの追跡・管制のための施設・設備、環境試験・航空機の風洞試験等の試験施設・設備等、宇宙航空研究開発における基盤的な施設・設備の整備について、<u>老朽化等を踏まえ</u>、機構における必要性を明らかにした上で、我が国の宇宙航空活動に支障を来さないよう機構内外の利用需要に適切に定める。</p> <p><u>なお、老朽化の進む深宇宙通信局の更新については、我が国の宇宙科学・宇宙探査ミッションの自在性確保の観点から検討を進め、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p><u>①宇宙を活用した外交・安全保障への貢献</u></p> <p>政府による外交・安全保障分野における宇宙開発利用の推進に貢献するため、<u>同分野における宇宙開発利用の可能性を検討する。</u></p> <p>また、<u>以下のような活動を通じて</u>、政府による外交・安全保障分野における二国間協力、多国間協力に貢献する。</p> <p>(a) 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）における、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討において、<u>宇宙機関の立場から</u>積極的に貢献する。</p> <p>(b) 宇宙活動の持続可能性の強化のために「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に関して<u>政府を支援する。</u></p> <p><u>②国際協力等</u></p> <p>諸外国の関係機関・国際機関等と協力関係を構築する。<u>具体的には、</u></p> <p><u>(a) 宇宙先進国との間では、国際宇宙ステーション（ISS）計画等における多国間の協力、地球観測衛星の開発・打上げ・運用等における二国間の協力等を行い、相互に有益な関係を築く。</u></p> <p><u>(b) 宇宙新興国に対しては、アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）の枠組み等を活用して、宇宙開発利用の促進及び人材育成の支援等、互恵的な関係を築く。特に APRSAF については、我が国のアジア地域でのリーダーシップとプレゼンスを発揮する場として活用する。</u></p> <p><u>(c) 航空分野については、将来技術や基盤技術の分野を中心に研究協力</u></p>	<p>(2) 基盤的な施設・設備の整備</p> <p>衛星及びロケットの追跡・管制のための施設・設備、環境試験・航空機の飛行試験等の試験施設・設備等、宇宙航空研究開発における基盤的な施設・設備の整備について、我が国の宇宙航空活動に支障を来さないよう、機構における必要性を明らかにした上で、現在及び将来の社会ニーズを見据えて必要な規模で行う。</p> <p>10. 国際協力</p> <p>地球規模での諸問題の解決や我が国の国際的な地位の向上及び相乗効果の創出を目的として、我が国の宇宙航空分野の自律性を保持しつつ、諸外国の関係機関・国際機関等との相互的かつ協調性のある関係を構築するとともに、特にアジア太平洋地域において我が国のプレゼンスを向上させるため、以下をはじめとする施策を実施し、機構の事業における国際協力を推進する。</p> <p>・人類共通の課題に挑む多国間の協力枠組みにおいて、会議の運営又は議長を務める等、宇宙航空分野の先進国としての立場に相応しい主導的な役割を果たす。</p>
---	---	---

<p>機構の業務運営に当たっては、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を我が国として誠実に履行するために必要な措置を執るとともに、輸出入等国際関係に係る法令等を遵守する。</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>相手国のニーズに応えるため、関係府省との協力を密にしつつ、人材育成、技術移転、相手国政府による宇宙機関設立への支援等を含め、政府が推進するインフラ海外展開を支援する。</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化</p> <p>宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するために、宇宙分野の国際動向や技術動向に関する情報の収集及び調査・分析機能を強化し、関係者等に対して必要な情報提供を行う。国内においては大学等とのネットワークを強化し、海外においては機構の海外駐在員事務所等を活用し、海外研究調査機関や国際機関との連携等を図る。</p> <p>(6) 人材育成</p> <p>宇宙航空分野の人材の裾野を拡大し、能力向上を図るため、政府、大学、産業界等と連携し、大学院教育への協力や青少年を対象とした教育活動等を通じて外部の人材を育成するとともに、外部との人材交流を促進する。</p> <p>①大学院教育等</p> <p>先端的宇宙航空ミッション遂行現場での研究者・技術者の大学院レベルでの高度な教育機能・人材育成機能を継承・発展させるため、大学共同利用システム等を活用し、機構の研究開発活動を活かした大学院教育への協力を行うとともに、産業界や大学との間で人材交流を実施し、我が国の宇宙航空産業及び宇宙航空研究の水準向上に貢献する。</p>	<p><u>を推進するとともに、多国間協力を推進するため、航空研究機関間の研究協力枠組みである国際航空研究フォーラム（IFAR）において主導的役割を果たす。</u></p> <p>機構の業務運営に当たっては、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を我が国として誠実に履行するために必要な措置を執るとともに、輸出入等国際関係に係る法令等を遵守する。</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>相手国のニーズに応えるため、関係府省との協力を密にしつつ、人材育成、技術移転、相手国政府による宇宙機関設立への支援等を含め、政府が推進するインフラ海外展開を支援する。</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化</p> <p>宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するために、宇宙分野の国際動向や技術動向に関する情報の収集及び調査・分析機能を強化し、関係者等に対して必要な情報提供を行う。国内においては大学等とのネットワークを強化し、海外においては機構の海外駐在員事務所等を活用し、海外研究調査機関や国際機関との連携等を図る。</p> <p>(6) 人材育成</p> <p>宇宙航空分野の人材の裾野を拡大し、能力向上を図るため、政府、大学、産業界等と連携し、大学院教育への協力や青少年を対象とした教育活動等を通じて外部の人材を育成するとともに、外部との人材交流を促進する。</p> <p>①大学院教育</p> <p>先端的宇宙航空ミッション遂行現場での研究者・技術者の大学院レベルでの高度な教育機能・人材育成機能を継承・発展させるため、<u>総合研究大学院大学、東京大学大学院との協力をはじめ</u>、大学共同利用システム等に基づく<u>特別共同利用研究員制度及び連携大学院制度</u>等を活用して、機構の研究開発活動を活かし、大学院教育への協力を行う。</p>	<p>・アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）の枠組みなどを活用して、アジア太平洋地域における宇宙開発利用の促進及び人材育成の支援等、各国が参加する互恵的な協力を実現することにより、同地域の課題の解決に貢献する。特に APRSAF において推進している、「センチネル・アジア」プロジェクトによる災害対応への貢献等を実施する。</p> <p>また、機構の業務運営に当たっては、我が国が締結した宇宙の開発及び利用に係る条約その他の国際約束並びに輸出入等国際関係に係る法令等を遵守する。</p> <p>8. 教育活動及び人材の交流</p> <p>(1) 大学院教育等</p> <p>宇宙航空分野の人材の裾野を拡大し、能力向上を図るため、大学院教育への協力等を通じて外部の人材を育成するとともに、外部との人材交流を促進する。</p> <p>・総合研究大学院大学、東京大学大学院、東京工業大学等との協力について、既に協定を締結し、その推進を図っているところであるが、今後とも広く全国の大学との協力体制の構築を進め、大学共同利用システム等に基づく特別共同利用研究員制度、連携大学院制度等を</p>
---	---	---

②青少年への教育

学校に対する教育プログラム支援、教員研修及び地域・市民団体等の支援等の多様な手段を効果的に組み合わせ、年代に応じた体系的なカリキュラムの構築を行うことで、青少年が宇宙航空に興味・関心を抱く機会を提供するとともに、広く青少年の人材育成・人格形成に貢献する。また、宇宙航空教育に当たる人材の育成を的確に行う。

②青少年への教育

学校に対する教育プログラム支援、教員研修及び地域・市民団体等の教育活動支援等の多様な手段を効果的に組み合わせ、年代に応じた体系的なカリキュラムの構築を行うことで、青少年が宇宙航空に興味・関心を抱く機会を提供するとともに、広く青少年の人材育成・人格形成に貢献する。また、宇宙航空教育に当たる人材の育成を的確に行う。具体的には、地域が自ら積極的に教育活動を実施し、さらに周辺地域にも活動を波及できるよう、各関係機関と連携し地域連携拠点の構築を支援するとともに、教員及び宇宙航空教育指導者が授業や教育プログラムを自立して実施できるよう支援する。

(a) 学校や教育委員会等の機関と連携して、宇宙航空を授業に取り入れる連携校を年 80 校以上、教員研修・教員養成への参加数を年 1000 人以上とする。

(b) 社会教育現場においては、地方自治体、科学館、団体及び企業等と連携して、コズミックカレッジ(「宇宙」を素材とした、実験・体験による感動を与えることを重視した青少年育成目的の教育プログラム)を年 150 回以上開催する。また、全国各地で教育プログラムを支えるボランティア宇宙教育指導者を中期目標期間中に 2500 名以上育成する。

(c) 機構との協定に基づき主体的に教育活動を展開する地域拠点を年 1 か所以上構築するとともに、拠点が自ら積極的に周辺地域に活動を波及できるよう支援する。

③その他人材交流等

客員研究員、任期付職員(産業界からの出向を含む)の任用、研修生の受け入れ等の枠組みを活用し、国内外の宇宙航空分野で活躍する研究者の招聘等により、大学共同利用システムとして行うものを除き、年 500 人以上の規模で人材交流を行い、大学、関係機関、産業界等との交流を促進することにより、我が国の宇宙航空産業及び宇宙航空研究の水準向上に貢献する。

活用して、各大学の要請に応じた宇宙航空分野における大学院教育への協力を行い、将来の研究者・技術者を育成する。

・客員研究員、任期付職員(民間企業からの出向を含む)の任用、研修生の受け入れ等の枠組みを活用し、国内外で活躍する研究者を招聘する等して、大学共同利用システムとして行うものを除き、年 500 人以上の規模で人材交流を行い、内外の大学、関係機関、産業界等との交流を促進する。

(2) 青少年への宇宙航空教育

青少年が宇宙航空に興味・関心を抱く機会を提供するとともに、広く青少年の人材育成・人格形成に貢献するため、以下をはじめとする教育活動を実施するとともに、それぞれの手段を効果的に組み合わせ、年代に応じた体系的なカリキュラムを構築する。

- ・全国 9 ブロック(北海道、東北、関東、北陸・信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に連携モデル校を中期目標期間中に小・中・高校のいずれか 1 校以上設置する。
- ・連携モデル校から教材・教育方法等を展開することにより、宇宙航空を授業に取り入れる連携校を中期目標期間中に 50 校以上とする。
- ・毎年度 500 人以上に対して教員研修・教員養成を実施する。
- ・実践教育の連携地域拠点を中期目標期間中に各ブロックに 1 か所以上設置する。
- ・全国で実践教育を実施する宇宙教育指導者を中期目標期間中に 1000 名以上育成する。
- ・コズミックカレッジを毎年度 40 回以上(全国 9 ブロックで 2 回以上)開催する。

(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮

政府による COPUOS や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に関する取組に積極的に協力する。

我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から ISS、人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視 (SSA) 体制についての政府による検討に協力する。

今後、国際的な連携を図りつつ、我が国の強みをいかし、世界的に必要とされるデブリ除去技術等の研究開発を着実に実施する。

(8) 情報開示・広報

宇宙航空研究開発は、国民生活の向上、産業振興等に資するものであり、このような観点から、機構の事業内容やその成果について、ユーザであり出資者でもある国民の理解を得ることが不可欠である。

このため、Web サイト等において、国民、民間事業者等に対して分かりやすい情報開示を行うとともに、Web サイト、Eメール、パンフレット、施設公開及びシンポジウム等の多様な手段を用いた広報活動を展開する。

この際、情報の受け手の双方向のやりとりが可能な仕組みを構築する等、機構に対する国民の理解増進のための工夫を行う。

また、宇宙航空研究開発の成果については、その国外への発信が我が国の国際的なプレゼンスの向上をもたらすことから、英語版 Web サイトの充実等、海外への情報発信を積極的に行う。

(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮

政府による COPUOS や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に関する取組に積極的に協力する。

我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から ISS、人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視 (SSA) 体制についての政府による検討に協力する。

今後、国際的な連携を図りつつ、我が国の強みをいかし、世界的に必要とされるデブリ除去技術等の研究開発を着実に実施する。

(8) 情報開示・広報

事業内容やその成果について国民の理解を得ることを目的として、Web サイト等において、国民、民間事業者等に対して分かりやすい情報開示を行うとともに、Web サイト、Eメール、パンフレット、施設公開及びシンポジウム等の多様な手段を用いた広報活動を実施する。この際、情報の受け手の双方向のやりとりが可能な仕組みを構築する等、機構に対する国民の理解増進のための工夫を行う。 具体的には、

(a) Web サイトについては、各情報へのアクセス性を高めたサイト構築を目指すとともに、各プロジェクトの紹介、ロケットの打上げ中継及び国際宇宙ステーション (ISS) 関連のミッション中継等のインターネット放送を行う。また、ソーシャルメディア等の利用により、双方向性を高める。

(b) シンポジウムや職員講演等の開催及び機構の施設設備や展示施設での体験を伴った直接的な広報を行う。相模原キャンパスに関しては、新たに展示施設を設け、充実強化を図る。対話型・交流型の広報活動として、中期目標期間中にタウンミーティング (専門家と市民との直接対話形式による宇宙航空開発についての意見交換会) を 50 回以上開催する。博物館、科学館や学校等と連携し、年 400 回以上の講演を実施する。

(c) 査読付論文等を年 350 件以上発表する。

また、我が国の国際的なプレゼンスの向上のため、英語版 Web サイトの充実、アジア地域をはじめとした在外公館等との協力等により、宇宙航空研究開発の成果の海外への情報発信を積極的に行う。

1.1. 情報開示・広報・普及

宇宙航空研究開発には多額の公的資金が投入されていることから、分かりやすい形で情報を開示することで説明責任を十分に果たすことを目的に、以下をはじめとして、Web サイト、Eメール、パンフレット、施設公開及びシンポジウム等の多様な手段を用いた広報活動を展開する。また、社会・経済の発展や人類の知的資産の拡大・深化等に資する宇宙航空研究開発の成果については、その国外へのアピールが我が国の国際的なプレゼンスの向上をもたらすことから、広報活動の展開に当たっては、海外への情報発信も積極的に行う。

- ・査読付論文等を毎年 350 件以上発表する。
- ・Web サイトの質を向上させるため、国民の声も反映してコンテンツの充実を図る。Web サイトへのアクセス数は、中期目標期間の期末までに、年間を通じて 800 万件/月以上を達成する。このうち、英語版サイトへのアクセスは、平成 19 年度の実績と比べて中期目標期間中に倍増を目指す。
- ・事業の透明性を確保するため、定例記者会見を実施する。
- ・プロジェクト毎に広報計画を策定し、プロジェクトの進捗状況について適時適切に公開する。
- ・対話型・交流型の広報活動として、中期目標期間中にタウンミーティングを 50 回以上開催する。
- ・博物館、科学館や学校等と連携し、毎年度 400 回以上の講演を実施する。
- ・各事業所の展示内容を計画的に更新し、一般公開、見学者の受け入れを実施する。特に筑波宇宙センターに関しては、首都圏における機構の中核的な展示施設と位置づけ、抜本的充実強化を図る。
- ・幅広く国民の声を施策・計画に生かすため、モニター制度による意識調査等を実施する。

<p>(9) 事業評価の実施</p> <p>世界水準の成果の創出、利用促進を目的としたユーザとの連携及び新たな利用の創出、我が国としての自律性・自在性の維持・向上並びに効果的・効率的な事業の実施を目指し、機構の実施する主要な事業について、宇宙政策委員会の求めに応じ評価を受けるとともに、事前、中間、事後において適宜機構外の意見を取り入れた評価を適切に実施し、事業に適切に反映する。特に、大学共同利用システムを基本とする宇宙科学研究においては、有識者による評価をその後の事業に十分に反映させる。</p> <p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>情報セキュリティ、プロジェクト管理、契約の適正化等のための対応を行うとともに、機構の業務運営、危機管理が適切に実施されるよう、内部統制・ガバナンスを強化するための機構内の体制を整備する。</p> <p>(1) 情報セキュリティ</p> <p>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティに係るシステムの見直し、機構の内部規則の充実及びその運用の徹底、関係民間事業者との契約における適切な措置など、情報セキュリティ対策のために必要な強化措置を講じる。</p> <p>(2) プロジェクト管理</p> <p>機構が実施するプロジェクトについては、経営層の関与したマネジメントの体制を維持する。プロジェクトの実施に当たっては、担当部門とは独立した評価組織による客観的な評価により、リスクを明らかにし、プロジェクトの本格化の前にフロントローディングによりリスク低減を図るとともに、計画の実施状況を適切に把握し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格な評価を行った上で、その結果を的確にフィードバックする。また、計画の大幅な見直しや中止が生じた場合には、経営層における責任を</p>	<p>(9) 事業評価の実施</p> <p>世界水準の成果の創出、利用促進を目的としたユーザとの連携及び新たな利用の創出、我が国としての自律性・自在性の維持・向上並びに効果的・効率的な事業の実施を目指し、機構の実施する主要な事業について、宇宙政策委員会の求めに応じ評価を受けるとともに、事前、中間、事後において適宜機構外の意見を取り入れた評価を適切に実施し、事業に適切に反映する。特に、大学共同利用システムを基本とする宇宙科学研究においては、有識者による評価をその後の事業に十分に反映させる。</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>情報セキュリティ、プロジェクト管理、契約の適正化等のための対応を行うとともに、機構の業務運営、危機管理が適切に実施されるよう、内部統制・ガバナンスを強化するための機構内の体制を整備する。</p> <p>(1) 情報セキュリティ</p> <p>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、<u>情報資産の重要性の分類に応じたネットワークの分離等</u>の情報セキュリティに係るシステムの見直し、機構の内部規則の充実及びその運用の徹底、関係民間事業者との契約における適切な措置など、情報セキュリティ対策のために必要な強化措置を講じる。</p> <p>(2) プロジェクト管理</p> <p>機構が実施するプロジェクトについては、経営層の関与したマネジメントの体制を維持する。プロジェクトの実施に当たっては、担当部門とは独立した評価組織による客観的な評価により、リスクを明らかにし、プロジェクトの本格化の前にフロントローディングによりリスク低減を図るとともに、計画の実施状況を適切に把握し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格な評価を行った上で、その結果を的確にフィードバックする。また、計画の大幅な見直しや中止が生じた場合には、経営層における責任を</p>	<p>・海外駐在員事務所の活用、主要なプレス発表の英文化及び情報発信先の海外メディアの拡大等、海外への情報発信を積極的に行う。</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(2) 内部評価及び外部評価の実施</p> <p>事業の実施に当たっては、内部評価及び海外の有識者を適宜活用した外部評価を実施して業務の改善等に努める。内部評価に当たっては、社会情勢、社会的ニーズ、経済的観点等の要素も考慮して、必要性、有効性を見極めた上で、事業の妥当性を評価する。評価の結果は、事業計画の見直し等に的確にフィードバックする。特に、大学共同利用システムを基本とする宇宙科学研究においては、有識者による外部評価を十分に業務運営に反映させる。</p> <p>(1) 内部統制・ガバナンス強化のための体制整備</p> <p>監事の在り方等を含む内部統制の体制について検討を行い、情報セキュリティを考慮しつつ、適正な体制を整備する。また、機構の業務及びそのマネジメントに関し、国民の意見を募集し、業務運営に適切に反映する機会を設ける。</p> <p>(3) プロジェクト管理</p> <p>プロジェクト移行前の研究段階において経営判断の下で適切なリソース投入を行い、十分な技術的リスクの低減（フロントローディング）を実施する。また、プロジェクトへの移行に際しては、各部門から独立した評価組織における客観的な評価を含め、その目的と意義及び技術開発内容、リスク、資金、スケジュールなどについて、経営の観点から判断を行う。プロジェクト移行後は、経営層による定期的なプロジェクトの進捗状況の確認等を通じて、コストの増大を厳しく監視し、計画の大幅</p>
---	---	---

<p>明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、機構が策定した随意契約見直し計画にのっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、随意契約見直し計画の実施状況を Web サイトにて公表する。</p> <p>また、機構が締結した契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、理事長のリーダーシップの下、研究能力及び技術能力の向上、及び経営・管理能力の強化を図り、事業の成果の最大化を図る。また、責任と裁量権を明確にしつつ、柔軟かつ機動的な業務執行を行うとともに、効率的な業務運営を行う。</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を推進するため、民間活力の活用や自己収入の拡大を図るとともに、関係府省との情報交換等を通じ、事業内容が重複しないように配慮する。</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化</p>	<p>明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、これまでに策定した随意契約見直し計画にのっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、随意契約見直し計画の実施状況を Web サイトにて公表する。</p> <p>また、契約の履行に関しては、履行における不正を抑止するため、<u>過大請求の抑止と早期発見のための取組、契約制度の見直し等</u>、契約相手先との関係を含め、機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講じる。</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、理事長のリーダーシップの下、研究能力及び技術能力の向上、及び経営・管理能力の強化を図り、事業の成果の最大化を図る。また、責任と裁量権を明確にしつつ、柔軟かつ機動的な業務執行を行うとともに、効率的な業務運営を行う。</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を推進するため、民間活力の活用や、<u>施設・設備の供用、ISS 等の有償利用及び寄付の募集等による</u>自己収入の拡大を図るとともに、関係府省との情報交換等を通じ、事業内容が重複しないように配慮する。</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化</p>	<p>な見直しや中止をも含めた厳格なプロジェクト管理を行う。また、計画の見直しや中止が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <p>なお、宇宙開発委員会等が行う第三者評価の結果を的確にフィードバックする。</p> <p>(4) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、機構が策定した随意契約見直し計画に則り、随意契約によることができる限度額等の基準を国と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の実施状況を Web サイトにて公表する。</p> <p>1. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>宇宙航空研究開発の中核機関としての役割を果たすため、理事長のリーダーシップの下、研究能力、技術能力の向上、及び事業企画能力を含む経営・管理能力の強化に取り組む。</p> <p>また、柔軟かつ機動的な業務執行を行うため、業務の統括責任者が責任と裁量権を有する組織を構築するとともに、業務運営の効率を高くするため、プロジェクトマネージャ等、業務に応じた統括者を置き、組織横断的に事業を実施する。</p> <p>2. 業務の合理化・効率化</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化</p>
--	--	---

機構は、民間事業者への委託による衛星運用の効率化や、射場等の施設設備の維持費等を節減することに努める。また、業務の見直し、効率的な運営体制の確保等により、一般管理費について、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成 24 年度に比べ中期目標期間中に 15%以上、その他の事業費については、平成 24 年度に比べ中期目標期間中に 5%以上の効率化を図る。ただし、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図るものとする。また、人件費については、次項に基づいた効率化を図る。なお、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、野木レーダーステーションについて国庫納付する等、遊休資産の処分等を進める。

(2) 人件費の合理化・効率化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。
総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

民間事業者への委託による衛星運用の効率化や、射場等の施設設備の維持費等を節減することに努める。また、業務の見直し、効率的な運営体制の確保等により、一般管理費について、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成 24 年度に比べ中期目標期間中に 15%以上、その他の事業費については、平成 24 年度に比べ中期目標期間中に 5%以上の効率化を図る。ただし、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図るものとする。また、人件費については、次項に基づいた効率化を図る。なお、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、野木レーダーステーションについて国庫納付する等、遊休資産の処分等を進める。

(2) 人件費の合理化・効率化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。
総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）について、平成 19 年度に比べ中期目標期間中にその 15%以上を削減する。また、その他の事業費については、平成 19 年度に比べ中期目標期間中にその 5%以上を削減する。ただし、新規に追加される業務、拡充業務等はその対象としない。

なお、事業所等については、横浜監督員分室を廃止するとともに、東京事務所及び大手町分室について、管理の徹底及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを本部（調布市）等に統合することとする。

さらに、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、野木レーダーステーションについて売却に向けた努力を継続する等、遊休資産の処分等を進める。

(2) 人件費の合理化・効率化

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）において削減対象とされた人件費については、平成 22 年度までに平成 17 年度の人件費と比較し、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下により雇用される任期付職員（以下「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等」という。）の人件費については、削減対象から除く。

- ・競争的研究資金または受託研究もしくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）

また、役職員については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、その業績及び勤務成績等を一層反映させる。理事長の報酬については、各府省事務次官の給与の範囲内とする。役員の報酬については、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表する。職員の給与水準については、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術職員の資質、人員配置、年齢構成等を十分に考慮した上で、国家公務員における組織区分別、人員構成、役職区分、在職地域、学歴等を検証するとともに、類似の業務を行っている民間企業との比較

4. 情報技術の活用

情報技術及び情報システムを用いて研究開発プロセスの革新及び業務運営の効率化を図り、プロジェクト業務の効率化や信頼性向上を実現する。

また、財務会計業務及び管理業務に係る主要な業務・システムについて、最適化計画を実施し、同計画に基づく業務の効率化を実現する。

このような取組等により、管理部門については、一層の人員やコストの削減を図る。

IV. 財務内容の改善に関する事項

固定的経費の節減等による予算の効率的な執行、競争的資金や受託収入等の自己収入の増加等に努め、より適切な財務内容の実現を図る。なお、自己収入の増加に向けて、先端的な研究開発成果の活用等について幅広く検討を行う。

また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

4. 情報技術の活用

情報技術及び情報システムを用いて研究開発プロセスの革新及び業務運営の効率化を図り、プロジェクト業務の効率化や信頼性向上を実現する。

また、平成 23 年度に改定・公表した「財務会計業務及び管理業務の業務・システム最適化計画」を実施し、業務の効率化を実現する。

このような取組等により、管理部門については、一層の人員やコストの削減を図る。

III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

固定的経費の節減等による予算の効率的な執行、競争的資金や受託収入等の自己収入の増加等に努め、より適切な財務内容の実現を図る。なお、自己収入の増加に向けて、先端的な研究開発成果の活用等について幅広く検討を行う。

また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

1. 予算

平成 25 年度～平成 29 年度予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	545,225
施設整備費補助金	55,066
国際宇宙ステーション開発費補助金	169,317
地球観測衛星開発費補助金	153,545
受託収入	7,500
その他の収入	5,000
計	935,653

3. 情報技術の活用

情報技術及び情報システムを用いて研究開発プロセスを革新し、セキュリティを確保しつつプロジェクト業務の効率化や信頼性向上を実現する。あわせて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

また、平成 19 年度に策定・公表した「財務会計業務及び管理業務の業務・システム最適化計画」を実施し、業務の効率化を実現すると共に、スーパーコンピュータを含む情報インフラを整備する。

III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 20 年度～平成 24 年度予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	629,799
施設整備費補助金	34,793
国際宇宙ステーション開発費補助金	165,125
地球観測衛星開発費補助金	73,808
受託収入	7,500
その他の収入	5,000
計	916,026

支出	
一般管理費	31,034
(公租公課を除く一般管理費)	26,614
うち、人件費(管理系)	16,347
物件費	10,266
公租公課	4,420
事業費	519,191
うち、人件費(事業系)	60,164
物件費	459,027
施設整備費補助金経費	55,066
国際宇宙ステーション開発費補助金経費	169,317
地球観測衛星開発費補助金経費	153,545
受託経費	7,500
計	935,653

支出	
一般管理費	35,193
(公租公課を除く一般管理費)	31,894
うち、人件費(管理系)	19,703
物件費	12,191
公租公課	3,299
事業費	599,606
うち、人件費(事業系)	71,966
物件費	527,639
施設整備費補助金経費	34,793
国際宇宙ステーション開発費補助金経費	165,125
地球観測衛星開発費補助金経費	73,808
受託経費	7,500
計	916,026

[注1] 上記以外に、情報収集衛星関連の受託(内閣官房)、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT-2)*関連の受託(環境省)、測位衛星関連の契約(内閣府)を予定している。
(※同衛星は、文部科学省と環境省の共同事業であり、開発及び運用経費については、両省の役割分担に基づき、総額の折半を計画している。)

[注2] 上記予算額は運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたもの。各事業年度の予算については、事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、再計算の上決定される。一般管理費のうち公租公課については、所要見込額を試算しているが、具体的な額は各事業年度の予算編成過程において再計算の上決定される。

[注3] 運営費交付金の算定ルール
(略)

[注4] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注1] 上記予算額は運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたもの。各事業年度の予算については、事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、再計算のうえ決定される。一般管理費のうち公租公課については、所要見込額を試算しているが、具体的な額は各事業年度の予算編成過程において再計算のうえ決定される。

[注2] 人件費の見積り
中期目標期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において削減対象とされた人件費について、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費を除き、総額84,916百万円を支出する。なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費とを合わせた総額は、95,025百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

[注3] 運営費交付金の算定ルール
(略)

[注4] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注5] 運営費交付金収入及び事業費には、平成21年度補正予算(第1号)

により措置された「経済危機対策」の底力発揮・21世紀型インフラ整備のための準天頂衛星初号機開発に係る事業費及び平成23年度補正予算(第4号)により措置された我が国の衛星による公共の安全確保等の一層の推進を図るための陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)開発に係る事業費が含まれている。

2. 収支計画

平成20年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	758,474
事業費	446,688
一般管理費	21,746
受託費	7,500
減価償却費	282,540
財務費用	330
臨時損失	0
収益の部	
運営費交付金収益	336,212
補助金収益	127,552
受託収入	7,500
その他の収入	5,000
資産見返負債戻入	282,540
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注1] 厚生年金基金の積立不足額については、科学技術厚生年金基金において回復計画を策定し、給付の削減、掛金の引き上げ等の解消方法を検討した上で、必要な場合は、人件費の範囲内で特別掛金を加算し、その解消を図ることとしている。

[注2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成20年度～平成24年度資金計画

2. 収支計画

平成25年度～平成29年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	772,321
事業費	440,037
一般管理費	27,973
受託費	7,500
減価償却費	296,811
財務費用	950
臨時損失	0
収益の部	
運営費交付金収益	291,402
補助金収益	172,558
受託収入	7,500
その他の収入	5,000
資産見返負債戻入	296,811
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

[注1] 厚生年金基金の積立不足額については、科学技術厚生年金基金において回復計画を策定し、給付の削減、掛金の引き上げ等の解消方法を検討した上で、必要な場合は、経常費用における人件費の範囲内で特別掛金を加算し、その解消を図ることとしている。

[注2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成25年度～平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
<u>資金支出</u>	
業務活動による支出	<u>461,485</u>
投資活動による支出	<u>459,193</u>
財務活動による支出	<u>14,975</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>0</u>
<u>資金収入</u>	
業務活動による収入	<u>880,587</u>
運営費交付金による収入	<u>545,225</u>
補助金収入	<u>322,862</u>
受託収入	<u>7,500</u>
その他の収入	<u>5,000</u>
投資活動による収入	
施設整備費による収入	<u>55,066</u>
財務活動による収入	<u>0</u>
前期中期目標の期間よりの繰越金	<u>0</u>

[注] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

IV. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、312億円とする。短期借入金 that 想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延等が生じた場合がある。

V. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. 剰余金の使途

機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育等の充実に充て

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	
業務活動による支出	458,549
投資活動による支出	439,762
財務活動による支出	17,715
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	881,233
運営費交付金による収入	629,799
補助金収入	238,934
受託収入	7,500
その他の収入	5,000
投資活動による収入	
施設整備費による収入	34,793
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

[注] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

IV. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、305億円とする。短期借入金 that 想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延等が生じた場合がある。

V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VI. 剰余金の使途

機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育等の充実に充て

<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>衛星等の確実な打上げ及び運用と、研究の推進に必要な施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施することに努める。</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>キャリアパスの設計、職員に対するヒアリングの充実及び外部人材の登用等、人材のマネジメントの恒常的な改善を図り、高い専門性や技術力を持つ研究者・技術者、プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を持つ人材を育成するとともに、ニーズ指向の浸透を図り、機構内の一体的な業務運営を実現する。</p> <p>また、業務の円滑な遂行を図る。</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</u></p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p><u>平成 25 年度から平成 29 年度内に整備・更新する施設・設備は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(単位：百万円)</u></p> <table border="1" data-bbox="1062 577 1967 814"> <thead> <tr> <th><u>施設・設備の内容</u></th> <th><u>予定額</u></th> <th><u>財源</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備</u></td> <td style="text-align: center;"><u>55,066</u></td> <td style="text-align: center;"><u>施設整備費補助金</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>[注] 金額については見込みである。</u></p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>キャリアパスの設計、職員に対するヒアリングの充実及び外部人材の登用等、人材のマネジメントの恒常的な改善を図り、高い専門性や技術力を持つ研究者・技術者、プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を持つ人材を育成するとともに、ニーズ指向の浸透を図り、機構内の一体的な業務運営を実現する。</p> <p>また、業務の円滑な遂行を図る。</p> <p><u>具体的には、人材育成実施方針の維持・改訂及び人材育成委員会の運営等により、業務の効果的・効率的な運営を図る。</u></p> <p><u>また、国や民間等のニーズを踏まえた幅広い業務に対応するため、以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>(a) 人材育成実施方針に基づき、高度な専門性や技術力を有する人材、プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を有する人材、外部ニーズと技術を橋渡しできる人材等を養成するため、研修の充実等に取り組むとともに、適宜外部人材を登用する。</u></p> <p><u>(b) 組織横断的かつ弾力的な人材配置を図るとともに、任期付職員の効果的な活用を推進する。</u></p>	<u>施設・設備の内容</u>	<u>予定額</u>	<u>財源</u>	<u>宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備</u>	<u>55,066</u>	<u>施設整備費補助金</u>	<p>る。</p> <p>VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>平成 20 年度から平成 24 年度内に整備・更新する施設・設備は次の通りである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="2024 577 2887 814"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備</td> <td style="text-align: center;">34,793</td> <td style="text-align: center;">施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 金額については見込みである。</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>高い専門性や技術力を持つ研究者・技術者、プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を持つ人材を育成するとともに、ニーズ指向の浸透を図り、機構の一体的な業務運営を実現するため、以下をはじめとする人事制度及び研修制度の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成委員会を運営し、キャリアパスの設計、職員に対するヒアリングの充実、外部人材の登用及び研修の充実等、人材のマネジメントに関して恒常的に改善を図る。 機構内認証制度を整備し、中期目標期間中に全職員が、プロジェクト管理能力、システムズエンジニアリング能力、専門技術・基礎研究能力又は事務管理系能力等のいずれかの分類で知識・能力を有することの認証を受ける。 <p>また、円滑な業務遂行を行うため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い業務に対応するため、組織横断的かつ弾力的な人材配置を図る。 人材育成、研究交流等の弾力的な推進に対応するため、任期付研究員の活用を図る。 	施設・設備の内容	予定額	財源	宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備	34,793	施設整備費補助金
<u>施設・設備の内容</u>	<u>予定額</u>	<u>財源</u>												
<u>宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備</u>	<u>55,066</u>	<u>施設整備費補助金</u>												
施設・設備の内容	予定額	財源												
宇宙・航空に関する打上げ、追跡・管制、試験その他の研究開発に係る施設・設備	34,793	施設整備費補助金												

<p>3. 安全・信頼性に関する事項</p> <p>経営層を含む安全及びミッション保証のための品質保証管理体制を構築・維持し、その内部監査及び外部監査における指摘事項を的確に反映する等により、課題を減少させ、ミッションの完全な喪失を回避する。万一ミッションの完全な喪失が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <p>また、打上げ等に関して、国際約束、法令及び科学技術・学術審議会が策定する指針等に従い、安全確保を図る。</p>	<p>3. 安全・信頼性に関する事項</p> <p>経営層を含む安全及びミッション保証のための品質保証管理体制を構築・維持し、その内部監査及び外部監査における指摘事項を的確に反映する等により、課題を減少させ、ミッションの完全な喪失を回避する。万一ミッションの完全な喪失が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <p><u>具体的には、</u></p> <p><u>(a) これまでに整備した品質マネジメントシステムを確実に運用し、継続的に改善する。</u></p> <p><u>(b) 安全・信頼性教育・訓練を継続的に行い、機構全体の意識向上を図る。</u></p> <p><u>(c) 機構全体の安全・信頼性に係る共通技術データベースの充実、技術標準・技術基準の維持・改訂等により技術の継承・蓄積と予防措置の徹底、事故・不具合の低減を図る。</u></p> <p>また、打上げ等に関して、国際約束、法令及び科学技術・学術審議会が策定する指針等に従い、安全確保を図る。</p> <p><u>4. 中期目標期間を超える債務負担</u></p>	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>業務の合理化・効率化を図りつつ、適切な人材育成や人材配置等を推進する。</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 84,916百万円</p> <p>ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等を除いた人件費を指す。なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費とを合わせた総額は95,025百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)</p> <p>3. 安全・信頼性に関する事項</p> <p>ミッションに影響する軌道上故障や運用エラーを低減し、ミッションの完全な喪失を回避するため、以下のとおり経営層を含む安全・信頼性の向上及び品質保証活動を推進する。なお、万一ミッションの完全な喪失が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IS9000等の品質マネジメントシステムを確実に運用し、継続的に改善する。また、宇宙技術の民間移管やプライム契約方式に対応した安全・信頼性要求と調達体制の整備が可能な品質マネジメントシステムを整備する。 ・安全・信頼性教育・訓練を継続的に行い、機構全体に自らが安全・ミッション保証活動の主体者であるという意識向上を図る。 ・機構全体の安全・信頼性に係る共通技術データベースの充実、技術標準・技術基準の維持・改訂等により技術の継承・蓄積と予防措置の徹底、事故・不具合の低減を図る。特に、システムに占める割合が大きくなり、また機能が複雑になってきているソフトウェアの品質の向上に努める。 <p>また、打上げ等に関して、国際約束、法令及び宇宙開発委員会が策定する指針等に従い、安全確保を図る。</p> <p>4. 中期目標期間を超える債務負担</p>
--	---	--

中期目標期間を超える債務負担については、ロケット・衛星等の研究開発に係る業務の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

5. 積立金の使途

第2期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法に定める業務の財源に充てる。

中期目標期間を超える債務負担については、ロケット・衛星等の研究開発に係る業務の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

5. 積立金の使途

なし